

職員の皆様へ

## 社会福祉法人ひかりの園 非常事態宣言解除後の行動指針

2020年6月19日

5月25日には、国が発令していた緊急事態宣言が全面的に解除されました。「新しい生活様式」を取り入れながら、徐々に経済・社会活動も再開されるようになってきました。

福祉施設は「3密」が避けられない場所であり、ご利用者の感染を予防するためには、職員やご家族がまず感染しないことが必要になります。

今回、非常事態宣言解除後の新たな行動指針を定めましたのでお知らせします。ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

### 職員の皆様へのお願い（行動の管理指針）

#### 基本方針

- (1) 日常的に、人との間隔をできるだけ2m（最低1m）空け、マスクの着用、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- (2) 次の3つの条件（3密）が重なることを徹底的に回避するよう心がけて行動する。
  - ①換気の悪い密閉空間
  - ②多数が集まる密集場所
  - ③間近で会話や発声をする密接場面
- (3) 体調不良時は不要不急の外出は自粛する。

#### 具体策

- 感染リスクが高い地域や場所への外出は控え、外出する際には慎重な判断・準備・行動を心がけこと。
- 特に、換気が悪く人が密に集まるような場所（狭い環境での飲食店、ライブハウス、接待を伴う飲食店など「3密」のリスクが高い施設等）の利用を自粛すること。
- 10人以上が一堂に会して飲食を行う懇親会等の開催、参加等は自粛すること。
- 業務等で参加が不可欠な会議や冠婚葬祭の場に参加する場合は、主催者に感染対策を確認したうえで参加すること。
- 不特定多数者との接触を避け、感染のフォローアップが困難になるような行動はしないこと。
- アルコール消毒又は石鹸による手洗い・咳エチケットを励行し、感染症の予防と健康管理に十分努めること。
- 人との間隔をできるだけ（最低1m）空け、近距離での会話や大声での発声を控えること。飛沫を飛ばさないよう、マスクの装着を励行すること。
- 出勤前に検温し、自己管理で健康チェックを行う。施設からの求めに応じ提出できるように記録しておく。
- 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
- 首都圏など感染者の比較的多い場所にやむを得ず旅行をする場合は、施設長に報告の上、感染防止対策を講じたうえで行動すること。また、移動の際の行動を記録するとともに、移動後2週間は健康観察を行い、体調の変化があった場合は、施設からの指示に従うこと。
- 行動範囲を広げすぎない。